

令和4年3月28日

関係者 各位

破産者 株式会社ホープエナジー
破産管財人 弁護士 伊藤 尚

破産管財人からのご連絡

拝啓 皆様、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、株式会社ホープエナジー（以下「破産会社」といいます。）は、令和4年3月25日に破産手続開始を申し立て、同日午後5時に東京地方裁判所民事第20部において破産手続開始決定を受け（事件番号・令和4年（フ）第1500号。以下「本破産事件」といいます。）、当職が破産会社の破産管財人に選任されました。これにより破産会社の売掛金債権等は全て破産財団を構成し、弁済受領等の破産財団の管理権は法律上当職に帰属しました。

以後、当職が破産管財人として、本破産事件の破産管財業務を遂行して参ります。なお、裁判所の許可を得て、次の2名の弁護士を破産管財人代理に選任しています。

阿部・井窪・片山法律事務所 福岡オフィス 弁護士 松本卓也
阿部・井窪・片山法律事務所 弁護士 堀口 真

関係者各位におかれましては、以下の事項について、ご確認ください。

1. 破産債権届出期間等について

本破産事件の破産債権届出期間や財産状況報告集会等の内容は「破産手続開始通知書」に記載のとおりです。

また、破産手続開始申立書に記載された債権者には、裁判所から破産債権届出書等が送付されますのでご確認ください（なお、当職の調査等によって新たに判明した債権者には、当職から破産債権届出書等を順次送付いたします）。

2. 電気料金のお支払について

破産会社に対してお支払いただく電力料金について、破産会社と合意された支払日までに、これまでと同様の方法によりお支払ください。お振込による場合、振込口座については、銀行実務上、破産管財人名義の銀行口座を新設するのには

時間がかかるため、破産管財人としては、これまで破産会社が利用していたみずほ銀行及び三井住友銀行の口座を引き続き使用することとし、破産手続開始決定後も、破産管財人に対してお支払いいただく既発生の電気料金のお支払の受取口座として使用いたします。

つきましては、すでに破産会社から請求書が送付された電気料金については、これまでそれぞれがお振込いただいていたのと同じ破産会社の銀行口座（みずほ銀行または三井住友銀行）にお振込くださるようお願いいたします。このお振込により、破産管財人に対して正規にお支払いいただいたものと扱いますので、ご安心ください。

3. お問い合わせについて

本破産事件のお問い合わせ窓口として、当面の間、コールセンターを設けていますので、こちらにお問い合わせください。また、よくあるご質問について、破産会社のホームページにFAQを掲載していますのでご覧ください。

[コールセンター]

電話番号：092-716-1470

受付時間：土日祝日を除く、9時から18時

[ホームページ]

<https://www.hope-energy.co.jp/>

[FAQ]

<https://hope-energy.co.jp/assets/pdf/faq.pdf>

FAQの記載以外に個別のご質問がある場合、破産管財人事務所にFAXにてお問合せください。

[破産管財人事務所]

〒104-0028

東京都中央区八重洲2-8-7福岡ビル9階

阿部・井窪・片山法律事務所

FAX：03-3273-2033

お問い合わせ多数の場合、すぐに破産管財人から回答できず、一定の日数を要する場合がありますが、関係者多数の案件のため、恐縮ですが、あらかじめご了承ください。また、破産管財人が本破産事件に関する法律関係、契約関係等を調査し、破産管財業務の方針を決定するには、何日かの時間を要し、それまではお問い合わせをいただいても、確定したお答えができないことがあります。

以上、宜しくお願い申し上げます。

敬具